

様式第7号(第6条関係)その1

北茨城市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記のとおり請求します。

令和8年10月6日

平瀨

記

- | | | | |
|-------|----------------------------|-------|---------------|
| 金融機関名 | 北茨城銀行 | 本・支店名 | 平潟支店 |
| 預金種別 | 普通 | 口座番号 | 1 2 3 4 5 6 7 |
| フリガナ | カブ ヒラカタタクシー タクシヨウ ヒラカタ シロウ | | |
| 口座名義 | (株)平潟タクシー 代表 平潟 二郎 | | |

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給額)を添付してください。また、選挙運動用自動車のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第109号)で定められているアラビア数字、燃料供給量及び給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日以後10日以内に提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、北茨城市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その1

請求内訳書

(一般旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額	備 考
令和8年 9月20日	70,000円	64,500円	64,500円	
9月21日	70,000円	64,500円	64,500円	
9月22日	70,000円	64,500円	64,500円	
9月23日	70,000円	64,500円	64,500円	
9月24日	70,000円	64,500円	64,500円	
9月25日	70,000円	64,500円	64,500円	
9月26日	70,000円	64,500円	64,500円	
計	490,000円	451,500円	451,500円	

備考

- (ア)には、1日当たりの運送金額、(イ)には、基準限度額(64,500円)を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

契約した金額

基準限度額は
1日64,500円

どちらか
少ない方の額